

長崎型住宅ブランド化業務委託 経費算定項目

内容	数量	摘要
①ブランド化業務		
1. 現状分析/戦略具体化		
(1)県民意識アンケート・分析	1 式 ※	<p>【10月以降に実施】「長崎型住宅」周知開始以降の、認知度把握等を目的として実施する。</p> <p>○生活情報誌のアンケートを用いて、住宅に対する認識や需要を把握しブランド化戦略の基礎情報を収集する。 ・長崎新聞社が毎月第2金曜日に発行する「ととってmotto」のアンケート機能を活用。 当該アンケート結果をもとに、長崎型住宅の将来の推進方針を検討する。 ・アンケートの項目は以下を想定しており、詳細については委託者と協議の上決定する。(最大9項目) (アンケート項目…回答者の属性、長崎型住宅の認知、家づくり・住宅購入の際の優先事項、事業者選びのポイント他) ○上記(1)のアンケート機能の分析サービスにより、情報を整理しクロス集計・分析を行う。 ・分析目的1)長崎型住宅の認知度、推進・広報にあたっての広報媒体の優先順位の把握 ・分析目的2)家づくり・住宅購入等に関する現状の課題把握、周知対象の具体化</p>
(2)ブランド化戦略の修正・具体化	1 式 ※	<p>○県民アンケートの分析結果を踏まえ、ブランド化戦略を修正・具体化する。 ・上記(1)の分析結果を参考に、長崎型住宅の ①知名度向上 ②普及促進 に寄与する戦略を策定する。 ・ブランド化戦略は下記2. に示す広報材料に加え、受託者の提案を付加した内容とし、A4版2枚以上にまとめる。 (当初プロポーザル提案書におけるブランド化戦略を、適宜修正したものでよい)</p>
2. 広報		
(1)ロゴ、パンフレット作成	1 式 ※	<p>○ロゴ…長崎型住宅のロゴマークを作成する。 ○パンフレット…長崎型住宅の概要やメリット、特設サイトへの案内等を記載したパンフレットを作成する。 ・パンフレット作成に必要な情報は、県が提供する。 ・枚数は、A4版4P(A3の2つ折り) 1,000部とする。</p>
(2)展示会の企画・運営(会場確保、設営を含む)	1 式 ※	<p>○長崎市(1か所以上)で、展示会を企画・運営する。(企画、運営にあたっては、下記事項を踏まえ自由に提案/実施する) ・長崎型住宅の体験、協力地場工務店の取組紹介を主目的とする。 ・時期:10月頃。期間:2日間(土曜日、日曜日)、合計14時間程度とする。 ・来場者は、関係者を含め全体で5000名程度を想定。 ・会場は、出島メッセ長崎等の交通利便性が高い施設等とし、400㎡以上の空間を確保する。地場工務店等の20社がブースを構えるものとし、長机30脚、椅子80脚を適宜レイアウトする。各ブースにはポップや看板を設置するものとし、電源が必要。 ・会場では、ステージイベントを催すものとし、専属の司会を確保する。また、舞台、音響設備、映像(プロジェクター及びスクリーン)を使用する。 ・一般県民の来場を促進するため、誘導看板やチラシ作成・配布などの取組を実施すること。 ※この他、一般県民の参加を促進するために必要な取組やイベント等を検討・実施すること。</p>
(3)特設webサイトの作成(スマートフォン対応)	1 式 ※	<p>○下記ページを参考に、特設サイトを新設し設営や必要な改修を行うこと https://kumamoto-kkn.com/ (サイト運営にあたっては、下記事項を踏まえ自由に提案/実施する) ○スマートフォンに対応したもので、検索エンジンで本サイトが上位表示されるよう必要な対策を講じること ○専用サイト運営に係る問合せ窓口を配置し、障害発生時の連絡体制を整えること ○展示会やイベント情報等の掲載、地元工務店(約80店舗を想定)の情報更新を実施すること ○本業務により設計・構築したホームページの著作権は長崎県に帰属すること</p>
(4)instagramの開設・運用・配信	1 式 ※	<p>○instagramの開設、広告機能を用いて、特設サイトへの誘導を促す。 (実施にあたっては、下記事項を踏まえ自由に提案/実施する) ・対象エリア:長崎県内在住者 ・広告期間:令和5年10月~12月(3か月間程度) ・広告の達成目安:クリック数5,000回 若しくは、表示回数1,000,000回表示 ・長崎型住宅の推進にかかるアカウントを開設し認知度向上を図るキャンペーン企画等を実施すること ・インスタグラムを活用し、「#長崎型住宅」を使用すること ・投稿された内容は、ストーリー機能を活用し、周知に努めること</p>
4 長崎型住宅推進協議会運営支援	1 式 ※	<p>○協議会での議事録作成 ・令和5年度内に2回開催する、長崎型住宅推進協議会(産学官による組織)へ出席し議事録作成等の支援を行うこと。 ・協議会において、当該業務委託で作成中の広報材料等の共有(ロゴやパンフレットの作成途中経過の共有等)が必要となるので留意すること。 ○協議会出席者への報償費支出 ・協議会に出席する委員への報償費・移動費を受託者において支出すること。支出の上限は300千円(税込)とする。 (委員は10名程度であり、県の報償費算定に準じて支出する。会議は長崎市内で開催するものであり、委員は県内居住者から県が選定する。当該報償費について、受注者は300千円を超える支出を行うことはない)</p>
③その他		
業務管理費(一般管理費)	1 式 ※	<p>県の意向を踏まえた総合的な企画、連絡調整、運営等に要する経費 業務実績報告書等作成に要する経費 等 ※業務実績報告提出時、効果測定を踏まえた次年度以降の効果的な手法を提案すること</p>

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響で上記の内容が開催できなくなった場合は、県と協議の上、同等の規模のものを実施すること